

平成 25 年定例会

環境生活農林水産常任委員会  
教育警察常任委員会  
連合審査会

説明資料

◎ 所管事項説明

- 1 新県立博物館整備に係る「7項目」の取組状況について . . . . . 1

平成 25 年 6 月 12 日

環境生活部・教育委員会

# 1 新県立博物館整備に係る「7項目」の取組状況について

項目	取組状況
①総事業費を含めた支出の節減努力を不断に行う。段階的な増収も盛り込んだ収入計画を立案し、年間の運営費4億5千万円に対する県費負担について、2割程度削減すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入については、多様な収入の確保に向けた方策に係る制度設計を実施</li> <li>・支出については、開館後における支出項目及び金額の精査を実施</li> </ul> →詳細は別紙1のとおり
②入館者増、企業からの寄付などの収入増を実現するため、広報体制を強化すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・“わたしの博物館”づくりに向けた一環として、県民参画型プロジェクトである「MMMプロジェクト」を展開中（これまでに8プロジェクト約4,300名が参加）</li> <li>・理念や取組概要を周知するための幅広い広報や、各種イベントへの出展や館長出張講演会（これまでに23回約950名が参加）などを通じて、博物館に興味を持っていただくための広報を実施</li> <li>・今後、マスコミを通じた情報発信や公共交通機関を利用した広告宣伝など、大規模広報を実施</li> </ul> →詳細は別紙2のとおり
③外部有識者による委員会（経営向上懇話会）を立ち上げ、第三者の視点から博物館事業の経営面などについて評価し、改善していくための仕組みを早期に導入すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年10月の第1回会合開催以降、5回開催。聴取した意見を活動と運営に反映すべく、個別項目ごとに対応中</li> <li>・開館に向けた広報戦略</li> <li>・企業等との連携促進</li> <li>・多様な収入の確保策</li> <li>・運営形態（運営主体、開館日・時間、観覧料、県民参加組織等）</li> <li>・収支計画（案）</li> <li>・開館後の活動と運営に対する評価</li> <li>・開館後の経営向上懇話会のあり方</li> </ul> →詳細は別紙3のとおり
④多様なアイデアをもとに民間の参画による経営基盤の確立をはかること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附・協賛といった資金的な協力だけでなく、展示や各種イベントでの協働、広報や誘客での連携など、さまざまな観点からの連携実現に向けたメニューをとりまとめ</li> <li>・随時、企業訪問や各種イベント（リーディング産業展等）への参加などによる働きかけを実施</li> </ul> →詳細は別紙4のとおり
⑤現博物館について県費負担をかけないような解決策を示すこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現博物館所在地にNHK津放送局の局舎を移転する方向で所要の手続きを進めることとし、今後、移転の早期実現に向けて、NHK津放送局とともに対応</li> </ul> →詳細は別紙5のとおり
⑥自然エネルギーの活用について、当初計画よりも一層拡大すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示室屋根上部への太陽光パネル（当初計画20kw+追加100kw）設置を平成25年3月に完了</li> <li>・新県立博物館と総合文化センター立体駐車場を結ぶ連絡ブリッジの屋根上部への太陽光パネル（2.5kw）設置を平成25年度に実施</li> </ul> →詳細は別紙6のとおり
⑦金銭価値では示せない社会への影響・効果を明示し、それらへの取組状況を確認するための評価と改善のしくみをつくること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・博物館評価に係る学識経験者等との勉強会を実施</li> <li>・地域社会への影響・効果を表すための項目を洗い出し、評価システムの指標に反映するための検討を行っており、平成25年度中にとりまとめ</li> </ul> →詳細は別紙7のとおり



## 県費負担の削減について

開館後の年間運営費については、「新県立博物館基本計画（平成20年12月）」において、人件費（2億円）、事業費（1億円）、管理費（1億5,000万円）をあわせた4億5,000万円としています。

収入、支出両面における経営努力により、平年ベース（開館5年目程度を想定）において、年間運営費4億5,000万円の2割相当（9,000万円）の県費削減をめざして取り組んでいきます。

### （1）収入

観覧料収入について、経営努力を行い多くの来館者がある全国博物館の動向等を踏まえて、展示観覧者数を上方修正（87,000人→140,000人）するとともに、新たに、企業からの協力（寄附、協賛、コーポレーション・デーなど）や、施設の活用、公的団体等の助成金・補助金の獲得等に取り組むことにより、6,900万円の増収を図ります。

（単位：千円）

項目	基本計画 策定時(H20.12)	今回収入見込額		備考	
		経営努力額	ベース分		
観覧料収入		42,000	30,000	12,000	
企業からの協力		8,000	8,000	0	協賛、コーポレーション・デー等
施設活用による収入		10,000	8,500	1,500	ミュージアムショップ、自販機事業者からの収入等
その他事業関連収入		2,500	1,500	1,000	地域課題等の調査研究受託、研究機器を活用した分析受託等
公的団体等の外部資金獲得		12,000	12,000	0	文化庁、各種財団からの助成金、補助金等
外部資金を活用した基金からの繰入		9,000	9,000	0	企業からの寄附、ネーミングライツ等
(小計) 県費以外の収入		83,500	69,000	14,500	
県費	450,000	345,500			
合計	450,000	429,000	69,000	14,500	

### （2）支出

維持管理費・一般管理費、人件費については、契約実績のほか、指定管理者制度の導入によるスケールメリットや運営内容の効率化を考慮して精査したほか、事業費について、節減努力等により3%減を目指すことで、2,100万円の縮減を図ります。

（単位：千円）

	基本計画策定時(H20.12)	今回支出見込額	削減額
事業費	100,000	97,000	△3,000
維持管理費・一般管理費	150,000	140,000	△10,000
人件費	200,000	192,000	△8,000
合計	450,000	429,000	△21,000

69,000千円+21,000千円=90,000千円

収入（平成ベース）

（単位：千円）

項目	主な収入内容	金額
観覧料収入	<p>■年間展示観覧者数 14 万人のうち有料観覧者数 7 万人と想定し、料金区分別、券種別にシミュレーション [42,000 (うち経営努力 30,000)]</p>	<p>42,000 (30,000) ( ) 経営努力分で内数</p>
事業等収入	<p>■企業からの協力 [8,000 (うち経営努力 8,000)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業パートナーシップ (※1) 会費</li> <li>・協賛、広告収入 展示・事業への協賛、コーポレーション・デー (※2)、広報誌・WEB上の広告等</li> </ul> <p>■施設活用による収入 [10,000 (うち経営努力 8,500)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用収入 ミュージアムショップ、自動販売機事業者からの収入、展示室等施設利用収入</li> </ul> <p>■その他事業関連収入 [2,500 (うち経営努力 1,500)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託事業収入 地域課題等の調査研究受託料、研究機器を活用した分析、資料のくん蒸受託料</li> <li>・資料利用収入 営利目的の資料貸出に係る収入、画像等の利用に係る収入</li> </ul> <p>■公的団体等の外部資金獲得 [12,000 (うち経営努力 12,000)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に関する助成金、補助金</li> </ul>	<p>32,500 (30,000)</p>
その他	<p>■外部資金を活用した基金からの繰入 [9,000 (うち経営努力 9,000)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新博物館への単年寄附や文化施設に対するネーミングライツを財源とする基金からの繰入</li> </ul>	<p>9,000 (9,000)</p>
(小計)		<p>83,500 (69,000)</p>
県費		345,500
合計		429,000

(※1) 企業パートナーシップ

一定額を支払うことで、新県立博物館の利用に関する各種特典を受けることができる制度

[主な特典]・銘板、ホームページに企業名を掲載

- ・広報誌や企画展示図録を配付
- ・従業員は割引価格で各種観覧券を購入可能
- ・館長懇談会（年1回開催予定）への招待
- ・企画展示内覧会への招待

(※2) コーポレーション・デー

任意の日在一定額を協賛いただくことで、その日の来館者全員の観覧料を無料とする制度

[主な特典]・報道発表、ホームページ、メールニュース等での告知

- ・協賛看板の設置
- ・チラシ、パンフレット、ノベルティグッズ等、協賛企業が提供する広報物を配付可能

## 支出（平年ベース）

（単位：千円）

項目	主な支出内容	金額
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別テーマ研究費</li> <li>・総合研究費</li> <li>・歴史的文化的資産調査費</li> </ul>	4,400
資料収集・管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料収集費</li> <li>・資料くん蒸</li> <li>・館内保存環境整備（館内くん蒸など）</li> <li>・資料の保存修復</li> </ul>	4,600
交流創造活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧レファレンス活動（図書購入費等）</li> <li>・情報受発信活動（情報システム関連費等）</li> <li>・学習支援活動（講座等実施費等）</li> </ul>	12,700
展示の企画運用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本展示の企画運用（展示替え等、保守）</li> <li>・企画展示の開催</li> <li>・展示室等運営</li> </ul>	63,800
アウトリーチ活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動展</li> <li>・諸団体・学校等との連携アウトリーチ事業</li> </ul>	8,000
広報宣伝費		3,500
(小計)		97,000
光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気代</li> <li>・水道代</li> <li>・ガス代</li> </ul>	41,000
施設維持保守管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備業務</li> <li>・設備保守管理業務</li> <li>・清掃等業務</li> </ul>	82,000
一般管理費・事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品、消耗品等</li> <li>・電話、郵送代</li> <li>・受付業務</li> </ul>	17,000
(小計)		140,000
人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職員</li> <li>・非常勤職員</li> </ul>	192,000
(小計)		192,000
合計		429,000



## 広報体制の強化について

## 1 取組状況

平成23年度に策定した広報戦略に基づき、博物館への興味や関わり方に応じた次のような広報広聴活動を実施しています。これらの取組の成果として、博物館主催事業として本年5月6日に開催した「1年前イベント」や、MMM（みえ マイ ミュージアム）プロジェクト関連事業として実施した「思い出ミュージアム」など、数百人規模での参加者を得るようになっており、新博物館への期待が広がってきています。

これらの成果の要因として、企業や団体を含めた県民等が主体的に広報活動を実施する「みりよく発信隊」の活躍や、ツイッターなどの新しいメディアを活用した広報活動などが効果を挙げていると考えています。

今後、開館前の半年間には、集中的・戦略的な広報活動を展開し、県外を含めたより広い支持層の拡大を図るよう、広報体制づくりを進めていきます。

## (1) 「存在を知らない、関心がない方」に対する、博物館との出会いを促す取組

- ・ 駅構内への看板設置、ポケット時刻表への広告掲載など、公共交通機関等への広告
- ・ 子育て応援！ワクワクフェスタ、リーディング産業展みえ、三重県観光・記者発表会及び交流会など、県内外の各種イベントへの出展による周知
- ・ 開館1年前イベントをはじめとする開館告知イベントの実施
- ・ 新県立博物館ニュースの発行、毎日新聞「続紙上博物館」、博物館・美術館ジャーナル「ミュゼ」への記事連載、県政だよりの特集及び連載など、新聞、雑誌等への情報掲載
- ・ テレビ、ラジオへの出演
- ・ 公式ツイッターの開始
- ・ 県内マスコミを対象とした現場見学会の実施
- ・ MMM（みえ マイ ミュージアム）プロジェクトの展開（実施状況は別記1のとおり）

## (2) 「興味はあるものの、どう携わっていいものか分からない方」に対する、博物館活動への参加・参画を促す取組

- ・ 博物館長出張講演会（実施状況は別記2のとおり）、県立博物館移動展示、三重県・三重大学連携シンポジウム、文化交流ゾーン夏休みモニター見学旅行など、各種イベントの実施
- ・ みんなでつくる博物館会議、こども会議などの開催による意見聴取

## (3) 「博物館利用を究め、自らの活動に生かそうとしている方」に対する、博物館活動を究め、自らの活動や地域づくりに活かすことを促す取組

- ・ 新県立博物館みりよく発信隊の募集・登録、サポスタフェスタなど、参加型事業の展開
- ・ サポートスタッフ全体意見交換会などの開催による意見聴取



## 2 平成25年度の取組

引き続き、新県立博物館の開館時期や取組概要を知っていただくための広報や、館長出張講演会などを通じた博物館に興味を持っていただくための広報を実施するとともに、開館まで1年を切ることから、開館に向けた期待感を醸成するためのイベント、マスコミを通じた情報発信、公共交通機関を利用した広告宣伝など、大規模な広報についても実施していきます。

## 別記1 MMM（みえ マイ ミュージアム）プロジェクトの実施状況

### 1 目的

新県立博物館は「みんなで作る博物館」「ともに考え、活動し、成長する博物館」を標榜しているように、県民の皆さんに親しまれ、“わたしの博物館”とっていただけるようにしたいと考えています。

その一環として、開館に向けた様々な機会に県民の皆さん自らが参加することで、新県立博物館に思い入れを持っていただけるよう、参加型のプロジェクトとして「MMMプロジェクト」を展開しています。

例えば、新県立博物館の建物や広場に記念となるようなものを残したり、親しみを持っていただくための愛称やキャラクターをつくったり、埋もれてしまっている地域の魅力を発掘したり、といったさまざまな場面で参加いただける方を募集し、一緒に取組を進めていく中で、新県立博物館に対する愛着、ひいては三重に対する愛着の醸成にもつなげていきます。

### 2 実施状況

#### [第1弾：新県立博物館みりよく発信隊]

新県立博物館の広報・宣伝をしていただける個人や法人を登録。平成24年4月27日に募集を開始し、平成25年5月末現在、143名が登録。

#### [第2弾：建設現場見学会「ここまで、できた！新県立博物館」]

新県立博物館建設地において現場見学会を開催。あわせて、工事中に建設現場から産出した化石についての解説も実施。平成24年10月14日に開催し、78名が参加。

#### [第3弾：みんなで作る博物館会議 こども会議]

子どもたちと新しい博物館の建設現場を探検したり、「こども体験展示室」で行う予定のメニューを体験したり、三重の“すごいこと”や“おもしろいこと”を話し合い、新県立博物館で行っていく展示やイベントを一緒に考える。平成24年11月4日に開催し、90名（こども60名、大人30名）が参加。

#### [第4弾：三重のくらしの記録写真収集プロジェクト]

県民の皆さんに協力を呼びかけ、家庭や地域に残されている三重のくらしに関する一昔前の写真を収集（約4,000枚の写真を収集）。集まった写真は、データベース化して閲覧できるようにするとともに、基本展示の「くらしと自然」コーナーにおいて、県民の皆さんとともに進めた資料収集、展示づくりの成果として紹介。また、県内5ヶ所にて写真の収集を呼びかけるパネル展を実施。

#### [第5弾：おせち料理プロジェクト]

三重県内の食文化（おせち料理）をテーマに、子どもたちと調査。2,794枚の調査カードが集まり、調査の結果は、博物館の資料として大切に保存し、新県立博物館の

こども体験展示室で紹介する予定。また、平成25年3月3日は交流会を開催し、56名が参加。

#### [第6弾：みんなで作る博物館会議]

何度でも行きたくなるような楽しい博物館とするために、県民・利用者の皆さんから意見をいただく場として実施。「利用しやすい博物館にするために ～あなたと博物館の関わり方について～」をテーマとして平成25年2月10日に開催し、61名が参加。

#### [第7弾：愛称募集]

新県立博物館が目指す姿のイメージを伝えるとともに、“わたしの博物館”さらには“みんなの博物館”として親しみや愛着を持っていただけるような愛称を募集。全国各地から592名・1,061件の応募があり、現在選定中。

#### [第8弾：思い出ミュージアム]

自分の好きな絵や文字を描いたタイルを、新県立博物館の壁面に貼り付けて思い出として残すプロジェクト。第1回を平成25年5月6日の「開館1年前イベント」にて実施し、100組・311名が参加。今後も開館までに数回実施予定。

#### [第9弾以降（主なもの（予定））]

- ・イワシプロジェクト（仮称）への参加

基本展示室に飾る紙製のマイワシ模型をつくるプロジェクト

- ・展示資料や館内の装飾（モビール）づくり体験

新県立博物館の展示資料や装飾づくり体験を実施

- ・里山復元プロジェクトへの参加

新県立博物館のミュージアムフィールドで採取した種子を、家庭や学校で育て、数年後に里山に戻すプロジェクト

## 別記2 館長出張講演会の実施状況

### 1 目的

新県立博物館について県民の皆さんに知っていただくとともに、広く意見をいただくため、館長自らが広報マンとなって各地で「出張講演会」を実施しています。

平成23年11月に募集を開始してこれまでに23回開催しており、約950名の方が参加しています。

### 2 実施状況

#### [平成23年度]

第1回	1月13日	津あけぼの座 Zen-café (津市)	24名
第2回	2月12日	三重郷土会 (津市)	5名
第3回	3月9日	NPO法人M-ブリッジ (松阪市)	12名
第4回	3月10日	たらちね会 (津市)	10名
第5回	3月28日	あおぞら学童クラブ (鈴鹿市)	80名
第6回	3月28日	四日市商工会議所 (四日市市)	50名

#### [平成24年度]

第7回	4月25日	つくしの会 (津市)	100名
第8回	5月20日	津文化協会 (津市)	35名
第9回	5月30日	津ロータリークラブ (津市)	44名
第10回	6月29日	津商工会議所 (津市)	60名
第11回	7月7日	川づくり会議みえ (津市)	28名
第12回	7月14日	日本建築学会三重県支部 (津市)	40名
第13回	7月19日	鈴鹿プロバスケットボールクラブ カルチャー委員会 (鈴鹿市)	30名
第14回	7月29日	藤原岳自然科学館 (いなべ市)	100名
第15回	7月30日	三重大学教育学部小学校専門理科 (津市)	14名
第16回	9月2日	三重県立熊野古道センター (尾鷲市)	70名
第17回	9月9日	鈴鹿市立郡山小学校PTA野外活動サークル (鈴鹿市)	23名
第18回	11月2日	津市芸濃公民館 (津市)	25名
第19回	11月10日	津市西地区自治会連合会 (津市)	25名
第20回	12月11日	太陽の街ふれあいサロン (鈴鹿市)	17名
第21回	12月23日	亀岡市文化資料館 (京都府亀岡市)	30名
第22回	3月16日	伊勢志摩国立公園管理事務所 (伊勢市)	50名
第23回	3月17日	まちかど博物館フォーラム2013 (伊勢市)	70名



## 外部有識者による委員会（経営向上懇話会）について

### 1 取組状況

設置後2年あまりの間に、会議や個別の機会などにおいて、広報戦略、企業等との連携方策、多様な収入の確保策、運営形態、収支計画、展示内容等について、助言、意見をいただきました。

現時点では、特に設置条例に係る開館時間、観覧料など運営にかかる基本事項の決定や、より多くの来館者を得たり企業との連携を促進することによる経営基盤の確立のための取り組み、戦略的な広報展開などにつながってきています。

今後開館までの期間、引き続き検討中の項目への対応や、博物館評価など残された課題について助言、意見を受けることとしています。

### 2 経営向上懇話会の概要

#### (1) 目的

新県立博物館での活動や運営に関する方針やしくみの構築に向けて、総合的・俯瞰的な助言をいただくために設置

#### (2) 委員

齋藤彰一氏	四日市商工会議所 会頭
清水裕之氏	名古屋大学大学院環境学研究科 教授
末次秀行氏	中日新聞社三重総局 局長
田部眞樹子氏	三重県子どもNPOサポートセンター 理事長
中村忠明氏	公益財団法人三重県文化振興事業団 文化交流ディレクター
西岡慶子氏	株式会社光機械製作所 代表取締役社長
山下治子氏	株式会社アム・プロモーション ミュゼ 編集長
山田康彦氏	三重大学教育学部 教授 [座長]

### 3 これまでの開催実績

#### [平成23年度]

第1回 日時：平成23年10月25日（火）10：00～12：00

議題：(1)報告事項

- ・経営向上懇話会の設置について
- ・新県立博物館整備の進捗状況について
- ・整備にあたっての「3つの方向性」と「7つの項目」について

(2)意見交換

- ・企業、団体、NPO等、民間との連携の進め方について
- ・広報戦略の考え方について

第2回 日時：平成24年2月3日（金）10：00～12：00

議題：(1)報告事項

- ・第1回経営向上懇話会でいただいた意見に対する取組状況

(2)意見交換

- ・広報戦略（最終案（たたき台））について
- ・多様な収入の確保策について

[平成24年度]

第1回 日時：平成24年7月24日（火）15：00～17：00

議題：(1)報告事項

- ・前回の経営向上懇話会でいただいた意見に対する取組状況

(2)意見交換

- ・新県立博物館の運営形態に関する考え方について
- ・MMM（みえ マイ ミュージアム）プロジェクトの進捗状況

第2回 日時：平成25年3月29日（金）17：30～19：30

議題：(1)報告事項

- ・経営向上懇話会でいただいた意見に対する取組状況
- ・経営向上懇話会の名称変更について
- ・開館年次上半期の企画展示実施計画（案）について

(2)意見交換

- ・開館に向けた広報計画について
- ・開館形態等について
- ・企業との連携促進について
- ・平成25年度の経営向上懇話会について

[平成25年度]

第1回 日時：平成25年5月29日（水）15：00～17：00

議題：(1)報告及び意見交換

- ・三重県総合博物館条例（案）について
- ・開館後における経営向上懇話会の位置づけについて
- ・戦略的な広報活動の実施に向けた取組状況について

※ 今後、開館までに数回の開催を予定

[主な議題（案）]

- ・開館後の事業、企画等について（企画展示など）
- ・運営に関する諸課題について（組織、体制など）
- ・収支計画（案）について（入館者数見込み、外部資金獲得見込みなど）
- ・三重県総合博物館（仮称）の活動と運営に対する評価の項目及び体制について

## 民間参画による経営基盤強化について

### 1 取組状況

本県の経済・産業・雇用・文化などの面で大きな役割を担っている県内企業や団体、NPOといった民間部門は、新県立博物館の活動と運営にあたっての重要なパートナーと捉え、一方的な協力依頼ではなく、企業、博物館、県民それぞれにとってのメリットとなるような取り組みを念頭に置いた多様な連携のかたちを企業等に提案し、協力をお願いをしています。広報やイベント等への協力は、少しずつ広がってきています。

今後、観覧料や開館時間等の決定後、速やかにこれまでの関係づくりを生かして、企業訪問などによって寄付・協賛などにつなげていくよう取り組みます。

### [主な連携メニュー（例示）]

#### ① 展示関係

- ・ 各企業の歴史や技術を紹介する「期間限定の企業博物館」や、「三重の産業史」「三重にゆかりのある人物」等を取り上げたテーマ展示への参画（企画段階からの参画、所有する昔の製品・製造機器・写真等資料の寄贈・寄託等）
- ・ 基本展示の「くらしと自然」コーナーで実施する、“県民の皆さんとともに進める資料収集プロジェクト”への参画（創業当時の町並みが分かる写真や当時の世相が分かる資料の寄贈・寄託等）
- ・ 自社で所有する資料等の展示や保存に関するアドバイス

#### ② イベント関係

- ・ 博物館内や企業の事業所等での各種事業（ワークショップなど）の実施（講師の相互派遣や活動・調査フィールドの提供等）
- ・ 企業内研修会や、顧客や地域住民向け会合での各種講演会の実施（館長出張講演会等）

#### ③ 運営関係

- ・ ミュージアムショップの商品開発や商品提案
- ・ こども体験展示室等で使用する備品や材料、ノベルティ等の提供

#### ④ 広報、誘客関係

- ・ 店舗等へのポスター・チラシ等の掲示や、企業ホームページでのリンク先の設定
- ・ 顧客や地域住民向け会合での各種講演会の実施（館長出張講演会等）
- ・ 封筒や各種印刷物への「新県立博物館を応援している」旨の表示
- ・ 自社及び関連会社の従業員の方々や、顧客や取引企業の方々への招待券配布
- ・ 所有する施設との共通チケットの設定（文化・観光施設や周辺店舗との共通割引券等）
- ・ 観光商品や町歩きコースへの組み入れ（「おすすめ観光ルート」等）
- ・ 津駅等からのアクセス面での連携（公共交通機関を利用した際の共通割引券等）

#### ⑤ 資金的支援関係

- ・ 新県立博物館の整備に対する寄附、活動と運営全般に対する寄附、展示・収蔵資料の保存や修繕に対する寄附
- ・ 企画展示や各種事業の実施に対する協賛
- ・ 企業パートナーシップ（仮称）（※1）への参加  
（※1）一定額を支払うことで、新県立博物館の利用に関する各種特典を受けることができる制度
- ・ コーポレーション・デー（仮称）（※2）への参加  
（※2）任意の日在一定額を協賛いただくことで、その日の来館者全員の観覧料を無料とする制度





## NHK津放送局の現県立博物館所在地への移転について

三重県とNHK津放送局は、災害発生時に公共放送機関であるNHK津放送局の果たすべき役割の重要性と、同放送局の災害対応力強化の必要性等を踏まえ、現在、津市丸之内養正町に位置するNHK津放送局の局舎を、津市広明町の現県立博物館所在地に移転する方向で所要の手続きを進めることとしました。

今後、具体的な内容について協議し、津市をはじめとする関係者各位のご理解とご協力を賜り、移転の早期実現に向けて取り組んでいきます。

### <検討の経緯等>

#### 1 NHK津放送局からの検討依頼

- 本県は、新県立博物館の整備に伴い、現県立博物館の活用方策について、津市と協議を行い、様々な観点から検討を進めてきました。

このようななか、平成23年の東日本大震災を踏まえ、安全・安心の確保を経営目標の第一に掲げ、公共放送の継続性の観点と老朽化に伴う局舎の建替計画を進めているNHKより、津放送局の現県立博物館所在地への移転の可能性について検討の依頼がありました。

#### 2 三重県の考え方等

- 本県としては、NHKは、災害対策基本法等に定める「指定公共機関」に報道機関として唯一指定されており、また、同法第57条に基づき、本県と「災害時における放送要請に関する協定」を締結していることなどから、災害発生時に県民の方々に的確な行動をとっていただくための情報提供を行うという重要な役割を担う機関であると考えています。
- 現県立博物館所在地は、平成23年度に三重県が公表した「津波浸水予測図」及び平成24年度に内閣府が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」のいずれにおいても、津波による浸水の恐れが極めて低い場所です。

また、同地は、県庁、警察本部、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所等、大規模災害発生時に防災機能の拠点となる機関に近接していることに加え、安濃川の橋梁を渡ることなく、これらの機関にアクセスできる位置にあります。

さらに、指定公共機関である NHK が災害発生時に災害対策本部からの報道を行う場合、諸機材の運搬や中継車等の運行の必要があり、アクセス道路の確保は、迅速な対応を行う上で不可欠です。

同地は県庁と距離的にも非常に近い上に、津波浸水予測区域や液状化危険度の高い区間を通過せずに県庁にアクセスできる位置にあり、アクセス道路が地震の被害を受ける可能性は少ないと思われます。

以上のことから、NHK 津放送局が、公共放送の継続性を確保するとともに、災害発生時に、県民への迅速的確な情報提供に万全を期すうえで、同地は移転先として適地であると考えます。

本県としましては、この移転により、県全体の災害対応力の強化及び県民の安全確保等に寄与することができ、その公益上の必要性は高いと考えます。

また、この移転整備案について、津市にご相談する中で、「東海・東南海・南海地震の発生が懸念されるなか、公共放送として NHK 津放送局の果たす役割は多大であり、津波浸水予測地域に存する現在の位置から移転整備することに賛同する。」との所見をいただいております。

この移転にあたっては、移転先が都市公園区域内にあるなど、都市計画法その他の法令に基づく都市計画の変更等が必要となることから、今後、所要の手続きを経るため、本県と NHK 津放送局は、地域住民や関係者各位のご理解を得て合意形成を図りながら、移転の早期実現に取り組んでまいりますので、引き続き、津市のご協力を賜りたいと考えています。

## 自然エネルギーの活用拡大について

## 1 取組状況

以下のとおり自然エネルギーの活用拡大を図る中で、太陽光パネル100kw分の増設④により、博物館全体面積の約60%の昼間の照明範囲分に相当する電力の確保につながり、年間約130万円の支出減額につながると見積もっています。

今後、総合文化センター立体駐車場への連絡ブリッジの屋根部分⑤にも太陽光パネルを設置し、連絡ブリッジの夜間照明を確保することとしています。

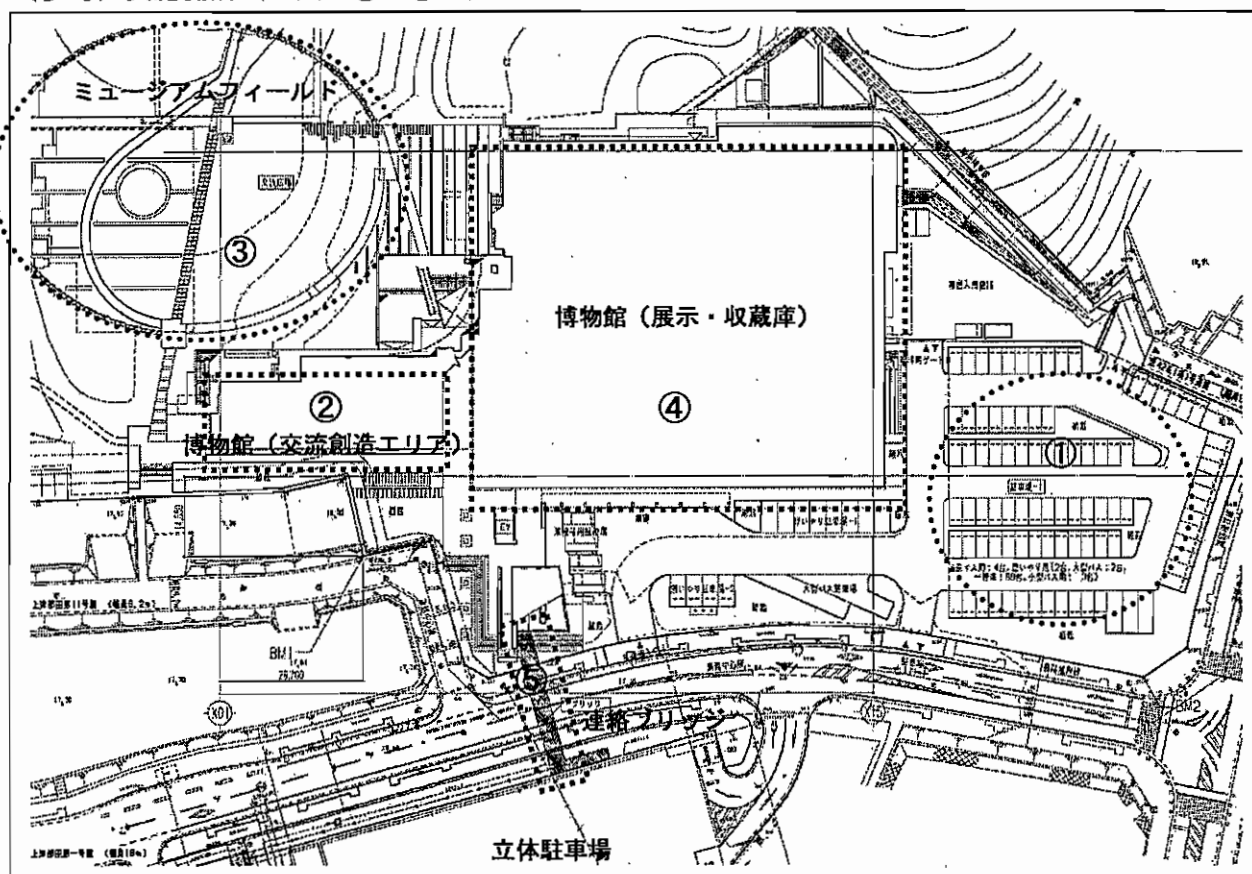
## (1) 計画段階からの導入

- ① 地中熱による空調システムの導入  
→平成23年5月に着工し、平成23年7月に完了
- ② 交流創造エリア屋根上部への太陽光パネル設置(20kw)  
→平成24年11月に着工し、平成24年12月に完了
- ③ 外構ハイブリッド照明(風力・太陽光)の設置(3基)  
→平成25年10月に着工し、平成25年11月に完了予定

## (2) “7項目”の見直しにより追加したもの

- ④ 展示室屋根上部への太陽光パネル設置(100kw)  
→平成24年10月に着工し、平成24年11月に完了
- ⑤ 総合文化センター立体駐車場への連絡ブリッジの屋根上部への太陽光パネル設置(2.5kw)  
→平成25年10月に着工し、平成25年11月に完了予定

(参考) 実施箇所(下図の①~⑤の位置)





## 金銭価値で示せない影響・効果について

### 1 取組状況

博物館の分野では、金銭価値で示せない影響・効果についての議論はほとんど行われていないため、文化経済学や文化政策学、経済学を専門とする研究者へのヒアリングを実施してきました。

このほか、学識経験者を交えた勉強会を行ったほか、(財)日本科学協会 笹川科学研究助成金を活用して、地域社会への影響・効果を数値等で表すための項目の洗い出しを行うなど、評価と改善のしくみづくりを進めています。

[参考：勉強会の実施状況（いずれも、全国の博物館に参加を呼びかけて実施）]

- ・平成24年8月9日（木）13：30～15：30

佐々木亨氏（北海道大学大学院文学研究科教授）を招き、他館事例を参考にしながら、新県立博物館の評価制度のあり方について意見交換を実施

- ・平成24年9月10日（月）13：30～17：00

「地域にとってミュージアムとは何か」

野田邦弘氏（鳥取大学地域学部地域文化学科教授）

「博物館の社会的役割の達成度をどう測定し、どう示すか」

村井良子氏（(有)プランニング・ラボ代表取締役）

- ・平成25年3月4日（月）13：30～17：00

「社会教育施設の活動によって、地域の文化はどう変わるか」

端山聡子氏（平塚市美術館）

「博物館と街づくり」

松本茂章氏（静岡文化芸術大学）

### 2 金銭価値では示せない社会への影響や評価のイメージ（例示）

[人づくりへの貢献]

- ・博物館の展示を観たり活動に参加することで、個人の興味や関心が喚起され、博物館を生涯学習や自己実現の場として活用する人が増えたり、地域の自然や歴史・文化のことを知ることで、地域を良くしていこうとする人が増えているか

[地域づくりへの貢献]

- ・博物館が設置されたことにより、地域資源の見直しが起こり、潜在化していた地域の歴史や技術、産業、情報などが発見、発掘されるなど、地域固有の資源の顕在化と再生によって、町おこしの機運が高まり、その波が周辺地域にまで広がっているか（資源的效果）
- ・博物館が設置されたことにより、地域コミュニティの求心力が高まったり、文化関連産業の需要創出が促進されたり、街並みや店舗の景観形成に文化的なイメージが強く働き始めたりするなど、地域社会に新たな可能性の扉が開かれているか（文化的効果）
- ・博物館が設置されたことにより、行政が担うさまざまな課題に直接的、間接的に関与し、まちづくり等へ貢献できているか（政策的効果）

### 3 今後の予定

現在、新県立博物館の活動と運営に係る評価システムの指標に反映するための検討を行っており、平成25年度中にとりまとめます。



## 三重県総合博物館条例案の概要について

### 1 設置目的・趣旨（第一条）

三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・継承し、次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり、個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、博物館法の規定に基づき設置します。

### 2 設置場所・名称（第一条）

- (1) 設置場所：津市
- (2) 名称：三重県総合博物館

### 3 業務、博物館事業（第二条）

- (1) 博物館資料を収集し、保管し、展示し、一般の利用に供すること
- (2) 三重の自然と歴史・文化に関する資産についての調査研究を行うこと
- (3) 上記資産についての講演会、観察会、見学会等を行うこと
- (4) 歴史資料として重要な公文書（現用のものを除く。）を博物館資料として保存し、展示し、一般の利用に供するとともに、これに関する調査研究を行うこと

### 4 休館日（第三条）

- ・毎週月曜日（祝日の場合は翌日）
- ・年末年始（12/29～1/3）
- ・別途定める日

### 5 開館時間・利用時間（第四条）

- (1) 開館時間 9：00～19：00（入館は、18：30まで）
- (2) 利用時間

- ・基本展示室、企画展示室、交流展示室

9：00～17：00

- ・交流活動室、こども体験展示室、実習室、資料閲覧室、三重の実物図鑑、レクチャールーム、レファレンスカウンター

9：00～19：00

※教育委員会が必要があると認めるときは、開館時間、入館時間及び利用時間を変更できる。



- 6 利用について（許可手続き、使用料）（第八条～第十一条、第十三条）  
博物館資料、施設等を利用する場合は、教育委員会の許可が必要です。
- ・博物館資料 1回につき、1点5,000円以下で知事が定める額
  - ・交流展示室 1時間につき、1,890円
  - ・レクチャールーム 1時間につき、1,680円
- 7 観覧料（第十二条）
- ・高校生以下 無料（基本展示）
  - ・大学生、専門学校生等 300円（基本展示）
  - ・一般 500円（基本展示）
  - ・年間パスポート券 一般1,600円 大学生、専門学校生等1,000円
- 8 博物館協議会（第十四条～第十七条）  
博物館法の規定により、三重県総合博物館協議会を置きます。
- ・委員は、15人以内
  - ・委員任期は、2年
- （博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とします。）

議案第百八号

三重県総合博物館条例案

右提出する。

平成二十五年六月四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県総合博物館条例

(設置)

第一条 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条の規定に基づき、三重県総合博物館（以下「博物館」という。）を津市に設置する。

(事業)

第二条 博物館においては、次の事業を行う。

- 一 博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及び一般の利用に供すること。
- 二 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産についての調査研究を行うこと。
- 三 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産についての講演会、観察会、見学会等を行うこと。
- 四 公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）の趣旨にのっとり、県が保有していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を博物館資料として保存し、展示し、及び一般の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業を行うこと。

(休館日)

第三条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- 一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

(開館時間等)

第四条 博物館の開館時間（第三項において「開館時間」という。）は、午前九時から午後七時までとする。ただし、入館できる時間（第三項において「入館時間」という。）は、午後六時三十分までとする。

2 博物館の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用することができる時間（次項において「利用時間」という。）は、別表第一のとおりとする。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間、入館時間及び利用時間を変更することができる。

(指示)

第五条 館長は、博物館資料又は施設等の保全、館内の秩序維持その他博物館の管理上必要があると認めるときは、展示された博物館資料の観覧者（第七条の手續をした者）をいう。以下「観覧者」という。）は、博物館資料の利用者（第八条の許可を受けた者をいう。第十一条及び第十三条において同じ。）は、施設等の利用者（第九条の許可を受けた者をいう。第十一条及び第十三条において同じ。）その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

(入館の制限)

第六条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- 一 めいてい者等他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- 二 博物館資料又は施設等を損傷するおそれのある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第五条の指示に従わなかった者

(観覧の手續)

第七条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、教育委員会規則の定めるところにより、観覧の手續をしなければならぬ。

(博物館資料の閲覧等の許可)

第八条 博物館資料の閲覧、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならぬ。

(施設等の利用の許可)

第九条 施設等を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可の条件等)

第十条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前二条の許可を与えないものとする。

- 一 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- 二 博物館資料又は施設等を損傷するおそれがあるとき。
- 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。次条第三号において同じ。）の利益になると認められるとき。

四 博物館の事業の実施に支障を来すおそれがあるとき。

2 教育委員会は、博物館資料に個人に関する情報その他の教育委員会規則で定める情報が記録されている場合には、第八条の許可を与えないことができる。

3 教育委員会は、前二条の許可に博物館の管理上必要な条件を付けることができる。（許可の取消し）

第十一条 教育委員会は、博物館資料の利用者又は施設等の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条若しくは第九条の許可を取り消し、又は博物館資料の閲覧、撮影等若しくは施設等の利用を中止させることができる。

- 一 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 二 許可を受けた目的に反して博物館資料の閲覧、撮影等を行い、又は施設等を利用し

たとき。

- 三 暴力団の利益になると認められるとき。
- 四 前条第三項の規定により付けられた条件に違反したとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第五条の指示に従わなかったとき。

(観覧料)

第十二条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、別表第二に定める額の観覧料を納付しなければならない。

2 前項の観覧料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第十三条 博物館資料の利用者又は施設等の利用者は、別表第三に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、第八条又は第九条の許可の際に納付しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(博物館協議会)

第十四条 博物館法第二十条第一項の規定に基づき、博物館に三重県総合博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第十五条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験のある者
- 四 前三号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 第一項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第十六条 協議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第十七条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければならないことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

(罰則)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第五条の指示に従わなかった者
  - 二 第六条の規定による入館の拒否又は退館の命令に従わなかった者
  - 三 第七条の手續をしないで入館し、展示された博物館資料を観覧した者
  - 四 第八条の許可を受けないで博物館資料の閲覧、撮影等を行った者
  - 五 第九条の許可を受けないで施設等を利用した者
  - 六 第十一条の規定による許可の取消し又は中止処分に従わなかった者
- (他の条例との関係)

第十九条 この条例に定めるもののほか、三重県税外収入通則条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)に定める事項については、その定めるところによる。

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年五月十八日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(三重県立博物館条例の廃止)

2 三重県立博物館条例(昭和三十九年三重県条例第四十九号)は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例の施行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第一(第四条関係)

区分		利用時間
基本展示室	企画展示室 交流展示室	午前九時から午後五時まで
交流活動室	子ども体験展示室 実習室 資料閲覧室 三重の実物図鑑 レクチャールーム レファレンスカウンター	午前九時から午後七時まで

別表第二(第十二条関係)

区分	観覧料	
	基本展示	企画展示及び特別企画展示
個人	五〇〇円	額
団体	四〇〇円	展示等を行うのに要する費用を勘案してその都度知事が定める
小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者	—	年間パスポート券による観覧
大学生及びこれに準ずる者	三〇〇円	—
一般	五〇〇円	一、六〇〇円

備考

- 一 基本展示の団体の欄に掲げる額は、観覧者が二十人以上の団体を構成している場合の当該構成員（団体の引率者を含む。）一人当たりの観覧料をいう。
- 二 特別企画展示とは、教育委員会が定める特別な企画による展示をいう。
- 三 年間パスポート券とは、交付を受けた日から起算して一年を経過する日までの間において、基本展示及び企画展示を観覧することができる券をいう。

別表第三（第十三条関係）

区 分	使 用 料
博物館資料	一回につき、一点五、〇〇〇円以下の範囲内において 知事が定める額
交流展示室	一時間につき一、八九〇円
レクチャールーム	一時間につき一、六八〇円

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数は一時間とする。

提案理由

三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、博物館法第十八条の規定に基づき、三重県総合博物館の設置及び管理について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を図る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県総合博物館（仮称）、三重県立美術館及び斎宮歴史博物館の観覧料体系

		常設（基本）展示観覧料	企画展、特別展等観覧料	セット券 （基本展示と企画展示を観覧可能）	年間パスポート券	
当日券	中学生以下	新博物館	無料	その都度定める（無料を基本）	-	-
		美術館		その都度定める（割引を基本）		
		斎宮		その都度定める（割引を基本）		
	高校生	新博物館	無料	その都度定める（無料を基本）	-	-
		美術館	200円	その都度定める（割引を基本）		
		斎宮	220円	その都度定める（割引を基本）		
	学生（大学、 各種専門学校等）	新博物館	300円	その都度定める（割引を基本）	基本展示＋企画展示料金の2割引	1,000円
		美術館	200円		-	-
		斎宮	220円		-	-
	一般	新博物館	500円	その都度定める	基本展示＋企画展示料金の2割引	1,600円
		美術館	300円		-	-
		斎宮	330円		-	-
	一般のうち 65歳以上	新博物館	500円	その都度定める	基本展示＋企画展示料金の2割引	1,600円
		美術館	無料		-	-
		斎宮			-	-
	障がい者及び その付添者	新博物館	無料	無料	-	-
		美術館				
		斎宮				
	学校、児童福祉 施設としての利用	新博物館	無料	無料	-	-
		美術館				
		斎宮				
「県民の日」 記念事業の日	新博物館	無料	正規価格	-	-	
	美術館					
	斎宮					
家庭の日 （毎月第3日曜日）	新博物館	正規価格の2割引	正規価格の2割引	正規価格の2割引	-	
	美術館	無料	無料	-		
	斎宮	無料	無料	-		
団体割引 （20名以上）	新博物館	正規価格の概ね2割引	その都度定める（割引を基本）	正規価格の2割引	-	
	美術館			-		
	斎宮			-		
前売券	新博物館	-	その都度定める（割引を基本）	正規価格の2割引	-	
	美術館			-		
	斎宮			-		

※太枠内：条例で規定する項目

-：設定なし

# 参考資料4

## 観覧料収入の算定について

### 価格設定

基本展示観覧料 (団体2割引)
企画展示観覧料(平均) (団体・前売2割引)
セット券(平均)
パスポート券

[今回収入見込額(42,000千円)]

一般	500 円
学生	300 円
一般	500 円
学生	300 円
一般	800 円
学生	480 円
一般	1,600 円
学生	1,000 円

・セット券、パスポート券の新設

[ベース分(12,000千円)]

一般	400 円
学生	240 円
一般	400 円
学生	240 円
一般	設定なし
学生	設定なし
一般	設定なし
学生	設定なし

### 展示観覧者数及び比率

一般(有料)
学生(割引)
高校生以下(無料)
(合計)

有料観覧者比率50%

64,400 人 (46%)
5,600 人 (4%)
70,000 人 (50%)
140,000 人

・観覧者数の増

有料観覧者比率38%

29,580 人 (34%)
3,480 人 (4%)
53,940 人 (62%)
87,000 人

### 観覧券購入比率

基本展示券
企画展示券
セット券
パスポート券

10 %
60 %
25 %
5 %

・セット券、パスポート券の新設

25 %
75 %
— %
— %



### 観覧料収入

基本展示券収入
企画展示券収入
セット券収入
パスポート券収入
(合計)

3,354,120 円
19,921,440 円
13,348,300 円
5,432,000 円
42,055,860 円



3,135,045 円
9,309,870 円
— 円
— 円
12,444,915 円